

告示

埼玉県告示第百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）新田計画

埼玉県草加市旭町六丁目四百九十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 開設される店舗につきましては、わいわいロード商店街振興組合、草加市商店連合事業協同組合、草加商工会議所等への加入及び、実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。また、地元町会等の地域活動への協力要請があった際には併せてご協力ください。
- (2) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条に基づき、駐車場に看板等でアイドリングストップを周知してください。（看板等の設置義務あり）
- (3) 食品売り場における惣菜調理場・飲食店等においては、ダクト排出口の向きに注意してください。
- (4) 敷地内から隣接道路へ自転車が飛び出さないように対策してください。
- (5) 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、店舗面積二十平方メートルにつき一台以上の駐輪台数を確保してください。
- (6) 店舗面積及び必要となる駐輪台数を算出し、提出してください。
- (7) 駐輪場には、区画線・ラック・屋根・看板等を設置して駐輪場であることを明確にしてください。また、その設置内容を土地利用計画図に明記してください。平置きの場合は一平方メートル／台とし、駐輪場の寸法を明記してください。ラック式・屋根式等の場合は図面上で収容可能な台数を確認しますので、カタログ等を添付してください。

二 縦覧期間

令和二年二月十四日から令和二年三月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター